

# 障害福祉サービス事業 かめだ早通の里

## 短期入所 料金表

令和5年10月現在

### ① 介護給付サービスに関する利用料金 (A)

短期入所サービス費自己負担額

(単位/日)

障害支援 区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
請求区分 福祉型短期入所 サービス費(I)	498	498	570	634	767	903
福祉型短期入所 サービス費(II)	169	169	235	311	516	589

※障害支援区分によって定められております。

※平成30年4月より1単位10.18円に変更になりました。

福祉型短期入所サービス費(I) 通常の利用された場合。

福祉型短期入所サービス費(II) 他の日中活動系サービスを利用された場合。

### 各種加算 (B)

(平成29年12月現在 部加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算は該当される場合のみの算定になります)

加算種類	加算内容	金額
食事提供体制加算	調理業務の委託等、食事提供の体制が整っている場合にいただく費用です。	48単位/日
短期利用加算	利用開始から30日以内のご利用の場合にいただく費用です。	30単位/日
栄養士配置加算(I)	常勤の管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	22単位/日
送迎加算	居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合に片道につきいただく費用です。	186単位/回
常勤看護職員加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合にいただく費用です。	4単位/日
単独型加算	併設された事業がなく、短期入所単独で運営を実施している事業所加算です。	320単位/日
重度障害者支援加算	区分6で重度訪問介護該当、または四肢全て麻痺があり、以下いずれかに該当される方が利用された際にいただく費用です。 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理。 ・最重度の知的障害。 ・行動援護の行動関連項目合計点数15点以上。	50単位/日
利用者負担上限額 管理加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく費用です。	150単位/月

福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)	職員の処遇改善等が図られ、国が定める基準に適合している場合にいただく費用です。 ※短期入所サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数になります。	(Ⅰ)＝総単位数 ×8.6% (Ⅱ)×6.3% (Ⅲ)×3.5%
--------------------------	---	---

※利用者負担の減免について〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

## ②食費・光熱水費に関する利用料金 (C)

自己負担額

(単位:円/日)

食事提供体制加算対象者	朝食	昼食	夕食	光熱水費	自己負担額計(C)	自己負担額総計(D)
該当	220	300	250	300	1,070	(A)+(B)+(C)
非該当	420	630	480	300	1,830	= (D)

※食事提供体制加算対象者(受給者証に記載)は、食材料費のみの負担となります。

おやつ代 (おやつ・乳製品・行事食等)

1日	120円
----	------

食費とは別料金になっています。全額自己負担です。

## ③その他サービスに関する利用料金

自己負担額

(単位:円/回)

項目	料金	備考
理容(カット+顔そり)	2,500	カットのみは2,000円。要予約
特別な食事(出前他)日用品等	実費	要した費用

☆ご本人の都合や直前のキャンセル等の場合は、当日ご用意させて頂いた食事代(おやつ代)を負担していただきます。

☆制度改正等により利用料金に変更があった場合は、料金表の差し替えをもって同意とさせていただきます。